

自己仕分けの再検討結果の概要（主なもの）

出先機関名	自己仕分けの再検討結果の概要
総合通信局	○自己仕分けにおいては、全国知事会「国の出先機関原則廃止ＰＴ」が「地方移管」又は「廃止・民営化」とした１５事務のうち、「国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応するもの」又は「自治体でできる地域振興や広報啓発は自治体で、国の政策である先端的ＩＣＴ利活用等に関する施策は国として実施するもの」として整理した６事務を対象に再検討を実施。 ○地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許可等」及び「信書便事業の監督」の事務の一部については、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねることが可能。 ○「情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）」及び「⑤情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）」については、地方におけるＩＣＴの広報啓発は地方自治体自ら実施することとする。ただし、国の構想や政策についての周知・広報は、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。 ○「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、各々の地域でのＩＣＴ導入などは、地方自治体が自ら実施することとする。ただし、先進的ＩＣＴの利活用のための標準仕様の策定などは、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。
法務局・地方法務局	８月末の自己仕分け結果に上乗せして、以下の事務・権限を地方へ移譲。 ○「司法書士試験の実施」及び「土地家屋調査士試験の実施」について、全国一律・一斉に地方移譲。 ○人権擁護委員の委嘱に関する事務については、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討と併せて、全国一律・一斉に地方移譲。

出先機関名	自己仕分けの再検討結果の概要
地方厚生局	○上乗せ提案はなし。理由は以下のとおり。 ・前回の自己仕分けでは、再検討の指針に掲げる考え方については対応済み（前回の自己仕分けにおいては、22の事務・権限を地方へ移譲可能と整理。）。 ○以下の事務・権限については、国に残した上で、移管について地方と協議。 ・民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名 理由：当事者団体から、厚労大臣による委嘱こそが有意義であるとの見解が示されているため ・医療観察法に基づく指定医療機関の指定等 理由：都道府県の民生主管部長から、「国の責任において行っていただきたい」との要望（平成22年6月及び9月）が出されているため
都道府県労働局	上乗せ提案は以下のとおり。 ○特区方式による国と自治体（都道府県及び市町村）の一体的運営方式を可能とするハローワークを創設。 【概要】 職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供する国と自治体（県・市町村）の一体運営施設を特区方式により創設し、「雇用対策協定」の締結及び「運営協議会」の設置とともに、当該自治体（県・市町村）が、職業紹介について国（ハローワーク）を指示できる制度を創設。 特区方式による検証結果を踏まえ、全国展開。

出先機関名	自己仕分けの再検討結果の概要
地方農政局等	上乗せ提案は以下のとおり。 ○Ａ－a(全国一律・一斉に地方自治体へ移譲するもの) ・ 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務 他（※容器リサイクル法等に基づく検査指導等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。） ○Ｂ－①（現行の行政区域を前提に、個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの） ・ 農業協同組合等の検査 他（※都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。） ○Ｂ－②（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提に、個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの） ・ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定 他（※広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。） ○Ｃ－b（本府省への引上げを検討するもの） ・ 商品取引所の立入検査等（※本省において実施することを検討。） ○この他、以下の提案あり ・ 補助金・交付金の事務については、現在行われている一括交付金化に関する議論の進展に応じて、事務の移譲を行う。 ・ 広域的实施体制の進行に応じて、移譲可能な事務を検討(受入側の人材の配置状況などの課題を考慮しながら進める)。 ※森林管理局については、地方だけでは早期復旧が困難な大規模山地災害の際、都道府県からの要請を踏まえ実施する事業であるとして、上乗せ提案はなし。 ※漁業調整事務所については、漁場特有の広域的な分布に応じて、地方で処理できない紛争案件や、漁業許可、外国漁船の取締り等を担当しているとして、上乗せ提案はなし。

出先機関名	自己仕分けの再検討結果の概要
経済産業局	○自己仕分けにおいて、「C－c（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）」と整理した以下5事務・権限について、十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び個別に掲げる前提が整った場合に、次の仕分けとすることを検討。 「A－b②（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの）」 [2-2] 特定業種石油等消費統計調査 [10-9] 物流効率化等に関する事務 [26] 電気計器事業者の届出等に関する事務 「B②（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提に、個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの）」 [3-1] エンジェル税制（ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対する所得税の控除）に係る認定 [10-6] 中小企業の経営承継の円滑化に関する事務（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予に係る認定等） ○[2-2]、[26]は、法定受託事務としての実施が前提。[10-9]は共管省庁との調整が前提。[3-1]、[10-6]は税関連解等に関する国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。
地方整備局	【ブロック単位の広域地方行政体を活用した事務・権限の移譲】 ○再検討の指針に掲げる「広域性」「統一性」「専門性」の課題を解決できるブロック単位の広域地方行政体の仕組みが政府全体として構築されることにより、地方整備局・地方運輸局の事務・権限（国本来の事務等を除く）を、一括して幅広く移譲することが可能と考える。 ○その実現に向けては、例えば、当該広域地方行政体の担うべき事務・権限の範囲、安定的な体制の構築、迅速な意思決定の仕組み等について政府全体での検討が必要であるとともに、移譲される事務・権限に関連する個別法の規定の整備も必要である。 ○また、出先機関職員の雇用を確保する必要がある。 【事務・権限の都道府県等への移譲】 ○地方自治体が見直しを強く望んでいる直轄河川、直轄国道の都道府県等への移管については、個別協議に基づき移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて積極的に取り組んでいく。

出先機関名	自己仕分けの再検討結果の概要
地方運輸局	【ブロック単位の広域地方行政体を活用した事務・権限の移譲】 ○再検討の指針に掲げる「広域性」「統一性」「専門性」の課題を解決できるブロック単位の広域地方行政体の仕組みが政府全体として構築されることにより、地方整備局・地方運輸局の事務・権限（国本来の事務等を除く）を、一括して幅広く移譲することが可能と考える。 ○その実現に向けては、例えば、当該広域地方行政体の担うべき事務・権限の範囲、安定的な体制の構築、迅速な意思決定の仕組み等について政府全体での検討が必要であるとともに、移譲される事務・権限に関する個別法の規定の整備も必要である。 ○また、出先機関職員の雇用を確保する必要がある。 【事務・権限の都道府県等への移譲】 ○運転代行業の権限、一の都道府県内の自動車道事業の権限・観光圏整備実施計画の認定権限・中小企業協同組合法等の権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。 ○自動車安全特別会計の事業仕分けの方向性を踏まえ、自動車検査・登録制度のあり方を見直す中で、地方運輸局のスリム化を図る。
地方環境事務所	○上乗せ提案はなし。理由は、以下のとおり。 ○地方環境事務所が行う事務については、地域の住民のみに実施の是非の判断をゆだねることは適当でない場合が多い（例えば、自然環境の保全など）。 ○再検討の指針として提示された諸点は前回自己仕分けにおいても考慮の上、積極的に検討した。その結果、すでに３４事務中、２割以上となる８事務について地方自治体への移譲が出来るとしたところ。

（注）沖縄総合事務局及び北海道開発局については、その事務の大半が他機関の取扱いに準じるとされていることから省略。

（注）本資料は、各府省の自己仕分けの再検討結果をもとに、地域主権戦略室において整理したものである。